

武蔵野市長及び副市長に支給する給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年5月9日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市長及び副市長に支給する給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長及び副市長（武蔵野市副市長の事務の分担に関する規則（平成26年12月武蔵野市規則第64号）第2条第1号に定める副市長に限る。以下同じ。）の給料の額について、特例を定めるものとする。

(給料の額)

第2条 令和6年6月1日から同月30日までの間における市長及び副市長の給料の額は、武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第6号）第3条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める月額から当該月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とし、副市長にあつては同条第2号に定める月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。

(提案理由)

武蔵野市教育委員会教育長の任命における対応及び教師用指導書の買入れについての追認の議決を求めることに関して、市政運営に影響を与えたことを鑑み、市長及び副市長の給料について減額をする条例を制定するものである。